

## 給与所得者の確定申告

給与所得がある多くの方は、年末調整により所得税が精算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者の方でも、確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

### ○確定申告が必要な方

- ・給与の収入が2,000万円を超える方
- ・給与を1か所から受けていて、かつ外の所得の合計額が20万円を超える方など

### ○確定申告をすれば所得税が戻る方

- ・医療費控除の適用を受ける方
- ・(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける方など

※詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

平成23年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成24年2月16日(木)から同年3月15日(木)までです。

※還付を受けるための申告(還付申告)をされる方は、平成24年2月15日(水)以前でも確定申告書を提出することができます。

申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で!!

## 消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は正しくお早めに!

平成23年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、平成24年4月2日(月)が申告・納付の期限となっています。

### ○平成23年分において消費税及び地方消費税の申告が必要な方

- ・平成21年分の課税売上高が1千万円を超える方
- ・平成21年分の課税売上高が1千万円以下であり、かつ平成22年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

### ○納付期限と振替納税の利用について

確定申告による消費税及び地方消費税の納期限及び振替日は、次のとおりです。

- ・納期限・・・平成24年4月2日(月)
- ・振替日・・・平成24年4月25日(水)

納税には、便利で確実な振替納税をご利用ください。

## 納税相談に必要なもの

納税相談に必要なものは、主に以下のとおりです。納税相談に出かける際には確認のうえ必ず持参してください。なお、記載した以外にも必要となる場合がありますので、ご了承ください。

### 共通事項

- ・印鑑(納付申告の場合は通帳印)
- ・預貯金通帳(申告者本人名義のものに限る)  
※金融機関名と口座番号が分かれば通帳でなくてもかまいません。

### 農業収入がある方

- ・「農業所得基礎資料報告書」(事前に配布してあります)
- ・「収入」とそれに伴う「支出(経費等)」の分かる書類

### 給与収入のある方

- ・「源泉徴収票」又は「支払証明書」(勤務先より配布)

### 年金収入のある方

- ・「源泉徴収票」(年金支払機関より送付)  
※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル 0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

### 上記以外の収入がある方

- ・「収入」とそれに伴う「支出(経費等)」の分かる書類

### 医療費控除を受ける方

- ・「領収書」又は「レシート」  
※個人ごとの合計額を計算しておいてください。

※合計所得金額の5%(上限10万円)を超える額が控除額となります。

### 国民年金保険料控除を受ける方

- ・「控除証明書」(日本年金機構から送付)  
※紛失したときは、「ねんきんダイヤル 0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

### 生命保険料控除・地震保険料控除(長期損害保険料を含む)を受けられる方

- ・「控除証明書」(保険会社より送付、J A 高山支店は窓口で配付を受けてください)

### 初めて住宅借入金等特別控除を受けられる方

- ・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」(借入金金融機関から送付)
- ・「住民票の写し」(住所地の市区町村で交付)
- ・「家屋の登記事項証明書」(前橋地方方法務局中之条支局で交付)
- ・「請負契約書」又は「売買契約書」

### 税務署から確定申告書を送付された方

- ・「確定申告書」(税務署から送付されたもの)

## 平成24年(平成23年分所得) 納税相談日程

| 実施日      | 会場        | 対象地区    | 相談受付時間             |
|----------|-----------|---------|--------------------|
| 2月16日(木) | 基幹集落センター  | 北之谷・熊野  | 午前9時00分～午後3時00分まで  |
| 17日(金)   | 基幹集落センター  | 戸室・火の口  | 午前9時00分～午後3時00分まで  |
| 18日(土)   |           |         |                    |
| 19日(日)   |           |         |                    |
| 20日(月)   | 関田住民センター  | 役原・関田   | 午前9時00分～午後3時00分まで  |
| 21日(火)   | 原住民センター   | 原       | 午前9時00分～午後3時00分まで  |
| 22日(水)   | 本宿公民館     | 本宿      | 午前9時00分～午後3時00分まで  |
| 23日(木)   | 新田地区集会所   | 新田      | 午前9時00分～午後3時00分まで  |
| 24日(金)   | 五領公民館     | 五領      | 午前9時00分～午前11時00分まで |
| 25日(土)   |           |         |                    |
| 26日(日)   |           |         |                    |
| 27日(月)   | 役場2階第1会議室 | 梅沢・茶屋ヶ松 | 午前8時30分～午後3時00分まで  |
| 28日(火)   | 役場2階第1会議室 | 判形      | 午前8時30分～午後3時00分まで  |
| 29日(水)   |           |         |                    |
| 3月1日(木)  | 役場2階第1会議室 | 村内全域    | 午前8時30分～午後3時00分まで  |
| 2日(金)    |           |         |                    |
| 3日(土)    |           |         |                    |
| 4日(日)    | 役場2階第1会議室 | 村内全域    | 午前8時30分～午後3時00分まで  |
| 5日(月)    |           |         |                    |
| 6日(火)    |           |         |                    |
| 7日(水)    | 役場2階第1会議室 | 村内全域    | 午前8時30分～午後3時00分まで  |
| 8日(木)    |           |         |                    |
| 9日(金)    |           |         |                    |
| 10日(土)   |           |         |                    |
| 11日(日)   |           |         |                    |
| 12日(月)   |           |         |                    |
| 13日(火)   | 役場2階第1会議室 | 村内全域    | 午前8時30分～午後3時00分まで  |
| 14日(水)   |           |         |                    |
| 15日(木)   |           |         |                    |

※期間中の納税相談を極力効率よく行うため、従来の地区割及び時間の見直しを行いました。相談会場へお出かけの際は、対象地区、時間をよくご確認ください。

## お願い

### ◎農業収入のある方へ(自家用の分だけを作っている方を含みます。)

配布もれを防ぐため全世帯に「農業所得基礎資料報告書」を配付しております。必要事項を記入のうえ、領収書等と併せて相談会場へ持参してください。

### ◎医療費控除のある方へ

治療費又は医薬品購入の領収書などを、個人ごと(受診者又は購入者ごと)にまとめ、その合計額を計算しておいてください。

### ◎消費税申告・青色申告のある方へ

消費税及び青色申告は税務署で直接申告をお願いいたします。

※今後も、相談時間の短縮に向け努力していきますので、皆様のご協力をよろしくお願いたします。納税相談についてご不明な点は役場税務課までお問い合わせ下さい。☎63-2111

## 平成23年度歳末たすけあい募金のお礼

歳末たすけあい募金につきましては、皆様方から行政区を通じての個別募金、事業所関係の法人募金や個人の方からの募金等、総額869,011円のたくさんの金額を募金していただきました。これらの募金は村内在住の長期療養者114名、在宅療養者79名、1人暮らし老人86名の方に慰問金及び慰問品として有効に使わせていただきました。ご協力大変ありがとうございました。

高山村（住民課）  
高山村社会福祉協議会

平成23年度歳末たすけあい募金表

| 行政区  | 件数  | 千円未満   | 件数 | 千円以上   | 件数 | 二千円以上 | 件数 | 三千円以上 | 件数 | 五千円以上  | 件数   | 計       |
|------|-----|--------|----|--------|----|-------|----|-------|----|--------|------|---------|
| 原    | 106 | 52,800 | 4  | 4,000  | 1  | 2,000 |    | 0     | 1  | 5,000  | 112  | 63,800  |
| 本宿   | 98  | 49,000 | 10 | 10,000 | 2  | 4,000 | 1  | 3,000 | 2  | 10,000 | 113  | 76,000  |
| 新田   | 140 | 70,200 | 14 | 14,000 | 4  | 8,000 |    | 0     | 1  | 5,000  | 159  | 97,200  |
| 五領   | 62  | 31,000 | 7  | 7,000  | 1  | 2,000 |    | 0     |    | 0      | 70   | 40,000  |
| 判形   | 162 | 81,041 | 12 | 12,000 | 2  | 4,000 | 1  | 3,000 | 4  | 20,000 | 181  | 120,041 |
| 役原   | 48  | 24,000 | 4  | 4,500  |    | 0     |    | 0     |    | 0      | 52   | 28,500  |
| 関田   | 50  | 25,000 | 9  | 9,000  | 1  | 2,000 |    | 0     | 2  | 10,000 | 62   | 46,000  |
| 戸室   | 51  | 25,510 | 6  | 6,000  | 1  | 2,000 |    | 0     | 2  | 10,000 | 60   | 43,510  |
| 火の口  | 25  | 12,500 | 5  | 5,000  | 2  | 4,000 |    | 0     |    | 0      | 32   | 21,500  |
| 北之谷  | 40  | 20,000 | 5  | 5,000  | 1  | 2,500 | 1  | 3,000 |    | 0      | 47   | 30,500  |
| 熊野   | 51  | 25,500 | 2  | 2,000  |    | 0     |    | 0     | 1  | 5,000  | 54   | 32,500  |
| 梅沢   | 60  | 30,030 | 5  | 5,000  |    | 0     |    | 0     | 1  | 5,000  | 66   | 40,030  |
| 茶屋が松 | 15  | 7,500  | 1  | 1,000  |    | 0     |    | 0     |    | 0      | 16   | 8,500   |
| 小計①  |     |        |    |        |    |       |    |       |    |        | 1024 | 648,081 |

| 氏名等          | 合計      |
|--------------|---------|
| 高山運輸倉庫株式会社 様 | 100,000 |
| 平形忠男 様       | 100,000 |
| 本宿八起会 様      | 18,930  |
| 篤志募金         | 2,000   |
| 小計②          | 220,930 |
| 合計 (小計①+②)   | 869,011 |



## 赤い羽根共同募金のお礼とご報告について

10月1日より、全国一斉に行われた「赤い羽根共同募金」ですが、村民の皆様からのあたたかいご理解と協力をいただき大変ありがとうございました。また、小・中学校からは、学校募金としてご協力いただき厚くお礼申し上げます。「赤い羽根共同募金」は、社会福祉活動やボランティア活動のために使われます。

### 募金の内訳

| 行政区 | 金額(円)  | 行政区 | 金額(円)  | 行政区  | 金額(円)   | 行政区   | 金額(円)   |
|-----|--------|-----|--------|------|---------|-------|---------|
| 原   | 34,440 | 役原  | 18,200 | 熊野   | 16,240  | 小学校   | 5,398   |
| 本宿  | 38,080 | 関田  | 22,960 | 梅沢   | 21,560  | 中学校   | 10,000  |
| 新田  | 50,960 | 戸室  | 18,760 | 茶屋が松 | 8,680   | 小計②   | 15,398  |
| 五領  | 24,080 | 火の口 | 10,360 | 小計①  | 341,320 | 合計①+② | 356,718 |
| 判形  | 62,720 | 北之谷 | 14,280 |      |         |       |         |

☆目標額 349,100円 実績額 356,718円

役場 住民課

## 小学校と中学校でも募金活動「赤い羽根共同募金」

10月より、全国一斉に実施された「赤い羽根共同募金」に小・中学校からは、学校募金としてご協力いただきました。

小学校ではJRC委員会でクラスごとに募金箱をおいて、募金を集めてくれました。中学校では生徒会が、役員改選のあとの初めての仕事として取り組み、クラスごとに募金箱をおいて募金活動を行い、生徒会役員のみなさんが村長室を訪れ、村長に直接手渡しました。

児童、生徒のみなさんからのあたたかい募金は、地域の社会福祉活動やボランティア活動のために使われます。

ご協力ありがとうございました。

写真は中学校生徒会のみなさんが募金を届けてくれたところです。



## 学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら 考えましょう 語り合しましょう  
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日時 平成24年2月23日(木)  
12時から1時
  - 場所 高山小学校 1階 会議室
  - 費用 260円(当日集金します)
  - 申し込み 高山小学校 教頭(小倉)まで  
電話(63-2001)でお申し込みください。
  - 締め切り 2月21日(火)まで  
※先着20名とさせていただきます。
- ※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくこととなりますがよろしくお願い致します。

### お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。

### 予定献立

- ・うぐいす揚げパン ・牛乳
- ・オムレツのトマトソースがけ
- ・カレードレッシングサラダ
- ・白菜スープ ・ヨーグルト



今年度最後の給食試食会は、揚げパンの中でも特に人気があるうぐいす揚げパンです。早く春が来て暖かくなるようにという願いを込めて、一つ一つ丁寧に給食センターで作ります。どなたでもご参加いただけますので、お気軽にお越しください。

「国の教育ローン」のご案内（日本政策金融公庫 高崎支店）

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

【ご利用いただける方】

ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、次の1または2の方

1 世帯の年間収入（所得）が次表の金額以内の方

| 子供の人数（注） | 給与所得者（事業所得者）   |
|----------|----------------|
| 1人       | 790万円（590万円）   |
| 2人       | 890万円（680万円）   |
| 3人       | 990万円（770万円）   |
| 4人       | 1,090万円（860万円） |
| 5人       | 1,190万円（960万円） |

（注）1 「子供の人数」とは、お申じいただく方が扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。  
2 「6人以上」の場合は、コールセンターへお問い合わせください。

2 世帯の年間収入（所得）が990万円（770万円）以内であって、次の特例要件のいずれかに該当する方  
【特例要件】

- (1) 勤続（営業）年数が3年未満
- (2) 居住年数が1年未満
- (3) 返済負担率（借入申込人の  $\frac{\text{借入金年間返済額}}{\text{年間収入（所得）}}$ ）が30%超
- (4) 借入申込人またはその配偶者が単身赴任
- (5) ご親族などが要介護者または要支援者であって、介護費用を負担
- (6) ご親族などが高額療養費制度または難病患者等に対する医療費に関する公的助成制度を利用している方であって、療養費用を負担

※世帯の年間収入（所得）には、世帯主のほか、配偶者等の収入（所得）も含まれます。  
※今年の世帯の年間収入（所得）が上記の金額以内となる見込のある方はご利用いただける場合があります。  
※ご親族などでもご利用いただける場合があります。

【ご融資額】 学生・生徒1人あたり300万円以内

【利率】 年2.55%（母子家庭は年2.15%）（平成23年12月12日現在）

【ご返済期間】 15年以内（交通遺児家庭または母子家庭は18年以内）

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 元利均等毎月払（ボーナス月増額返済も可能）

【保証】（公財）教育資金融資保証基金

詳しくは、教育ローンコールセンター（☎0570-008656（ナビダイヤル）または高崎支店（☎027-326-1621）までお問い合わせください。

平成24年経済センサス・活動調査を実施しています

●平成24年2月に実施する経済センサス・活動調査は、全ての企業・事業所を対象に、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の調査です。

●調査の結果は、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として活用されます。

●支社等のない事業所等には、調査員が直接伺い、調査票をお配りしました。

●支社等を有する企業には、国、都道府県及び市が民間事業者を通じて本社等に調査票を郵送します。

●調査票は、平成24年1月末日までにお届けしましたので、2月1日以降に提出していただくやう。

◆調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答を  
よろしくお願いいたします。

ビルくんとケイちゃん



経済センサスキャラクター

総務省・経済産業省・群馬県・高山村

経済センサス-活動調査については、キャンペーンサイトをご覧ください。

平成24年 2月1日（水） 日本経済の「いま」を教えてください。 経済センサス 検索

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>

## 人口と世帯数

(1月1日現在)

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 人口  | 4,005人  | (-11) |
| 男   | 1,951人  | (-2)  |
| 女   | 2,054人  | (-9)  |
| 世帯数 | 1,320世帯 | (-5)  |

※( )内は、前月との比較



## 納税等

★印が2月に納めていただく税等です。

|     | 村民税 | 固定資産税 | 軽自動車税 | 国民健康保険税 | 介護保険料 | 後期高齢者医療保険料 | 上下水道使用料 |
|-----|-----|-------|-------|---------|-------|------------|---------|
| 4月  |     |       | ●     |         |       |            |         |
| 5月  |     | ●     |       |         |       |            | ●       |
| 6月  | ●   |       |       |         |       |            |         |
| 7月  |     | ●     |       | ●       | ●     | ●          | ●       |
| 8月  | ●   |       |       | ●       | ●     | ●          |         |
| 9月  |     |       |       | ●       | ●     | ●          | ●       |
| 10月 | ●   | ●     |       | ●       | ●     | ●          |         |
| 11月 |     |       |       | ●       | ●     | ●          | ●       |
| 12月 |     |       |       | ●       | ●     | ●          |         |
| 1月  | ●   | ●     |       | ●       | ●     | ●          | ●       |
| 2月  |     |       |       | ★       | ★     | ★          |         |
| 3月  |     |       |       | ●       | ●     | ●          | ●       |

税金は 社会を支える あなたの会費

## 高山村育英基金貸与制度について

この制度は、本村を生活の拠点とする心身ともに健康で学業優秀なる子女で経済的理由により就学困難な者に学資を貸与し、有用なる人材の育成を図るために実施している制度です。

高等学校以上の学校又はこれに準ずる機関において修学する方で、育英基金貸与のご希望がありましたら、

教育委員会事務局までお申し込み下さい。

### ○申込期間

平成24年2月1日(水)～平成24年3月30日(金)

### ○受付場所

教育委員会窓口

○詳細について 教育委員会 ☎63-3046



〓口座振替がお得です〓  
国民年金保険料を  
前納できます

国民年金には、一括して保険料を納めると割引になる「前納制度」があります。

口座振替で1年分(または6カ月分)の保険料を前納すると、納付書を使用して現金で前納する場合よりもさらにお得です。口座振替で保険料の前納を希望される方は、2月末日までに金融機関または年金事務所へお申し出ください。

また、口座振替には「早割<sup>※</sup>」制度があります。これは、口座振替の指定日を納付期限より1カ月早めることで、1カ月当たりの保険料が割引になるお得な制度です。納め忘れの心配もないので、安心・確実です。「早割」制度をご希望の方は、金融機関または年金事務所へお申し出ください。

口座振替による「前納」または「早割」制度をお申し出の際には、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号が分かるもの(年金手帳・国民年金保険料納付書など)をご持参ください。

くわしくは、年金事務所へお問い合わせください。

・ 洪川年金事務所 国民年金課  
☎0279・22・1607